

国籍と合計特殊出生率

林玲子

I. はじめに

近年日本においても出生力が低下するなか、出生数はもとより、出生率、特に合計特殊出生率は、小数点2位、3位まで、その動向が注目されているところである。合計特殊出生率は、出生数を総人口で割った普通出生率ではなく、総人口の部分集団である女性人口で割るという特殊化を施したものであり（舘 1960）、母の年齢別の出生数をその年齢の女性人口で除して得られる年齢別特殊出生率を、生殖可能年齢と定義される15歳から49歳まで合計した数値である。人口動態統計において合計特殊出生率が公表されるようになったのは、1.57ショックが社会を揺るがした1990(平成2)年に刊行された1988年の値からであるが、その最初の時点から、合計特殊出生率は日本国籍者について計算されていた。当時は外国人の数が限られていたため、日本国籍に限る定義でも問題はなかったが、近年、外国籍の子ども、母親が増加するにつれ、分子分母の定義により、算定される合計特殊出生率に無視できない差が生じるようになってきた。本稿は、直近の合計特殊出生率について、定義による差がどの程度であるかを検証し、さらに現在の定義に至った推移を把握することを目的とした。

II. 各種分母による合計特殊出生率

1. 方法

現行の人口動態統計の合計特殊出生率の定義は以下の通りである。

$$TFR = \sum_{x=15}^{49} \frac{Bx}{Wx}$$

Bx : x 歳の母から生まれた日本国籍を有する子ども数（少なくとも片親が日本人である子どもの出生数）

Wx : x 歳の日本人女性人口

$x=15$ は15歳以下、49は49歳以上である。

分子については、父母の国籍も明記することになっている出生届に基づく人口動態統計

の出生数が用いられる。分母は、国勢調査をベースに毎年の出生・死亡・国籍異動を加除することにより求められる人口推計における日本人女性人口が用いられる。この定義では、母が外国人で父が日本人の子どもは分子に含まれるが、その子どもの母親である外国人女性は分母に含まれていない。

ここでは、日本国内で出生したすべての子どもを分子とし、日本国内に居住するすべての女性を分母とした合計特殊出生率を算定し、公表値と比較する。さらに分母人口は、上述の人口推計の他、後の国勢調査の値により過去にさかのぼって改定された人口推計の値があるため、その値を使った合計特殊出生率も算定する。また、2012年に外国人も住民基本台帳に登録されるようになり、2013年3月31日付の統計より、日本人、外国人別の住民基本台帳に基づく年齢別人口（各歳ではなく5歳階級）が公表されるようになったため、それを用いた合計特殊出生率を算定する。これらの定義をまとめたものを表1に示す。

表1 合計特殊出生率の分子分母の設定

| | a.総人口 | b.改定総人口 | c.住基日本人 | d.住基総人口 |
|----|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 分子 | 日本国内で生まれたすべての出生数 | 日本国内で生まれたすべての出生数 | 日本国内で生まれた日本国籍を持つ子どもの出生数 | 日本国内で生まれたすべての出生数 |
| 分母 | 日本国内に居住するすべての女性（国勢調査に基づく人口推計） | 日本国内に居住するすべての女性（国勢調査に基づく改定人口推計） | 日本国内に居住する日本人女性（住民基本台帳ベース） | 日本国内に居住するすべての女性（住民基本台帳ベース） |

2. 結果

算定された合計特殊出生率を公表値と合わせ、表2、図1に示した。5種類の合計特殊出生率は、公表値が一番高く、住民基本台帳による総人口を分母とした値が一番低く、その差は大きい年で0.071の差がある（2018年）。公表値と、a.総人口を比べると、2009年では0.024の差であったところ、2022年では0.045まで差が大きくなっている。しかしながら、2013年まで上昇した後2014年で減少、その後2015年で再度上昇し、その後低下、さらに2019年以降大きく低下、といった傾向はいずれの定義によっても、同じである。また、aとbの違いは、国勢調査の改定値でどれだけ差がでるのかを見たものであるが、2019年の差が一番大きく、0.018の差がある。

表2 各種定義による合計特殊出生率

| 年 | 公表値 | a.総人口 | b.改定総人口 | c.住基日本人 | d.住基総人口 |
|------|------|-------|---------|---------|---------|
| 2009 | 1.37 | 1.35 | | 1.32 | |
| 2010 | 1.39 | 1.36 | | 1.35 | |

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 2011 | 1.39 | 1.37 | | 1.35 | |
| 2012 | 1.41 | 1.39 | | 1.36 | |
| 2013 | 1.43 | 1.41 | | 1.40 | 1.37 |
| 2014 | 1.42 | 1.40 | | 1.40 | 1.37 |
| 2015 | 1.45 | 1.43 | 1.43 | 1.43 | 1.39 |
| 2016 | 1.44 | 1.42 | 1.41 | 1.42 | 1.38 |
| 2017 | 1.43 | 1.40 | 1.39 | 1.40 | 1.36 |
| 2018 | 1.42 | 1.39 | 1.37 | 1.39 | 1.35 |
| 2019 | 1.36 | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.29 |
| 2020 | 1.33 | 1.29 | 1.29 | 1.32 | 1.28 |
| 2021 | 1.30 | 1.27 | | 1.29 | 1.26 |
| 2022 | 1.26 | 1.21 | | 1.25 | 1.20 |

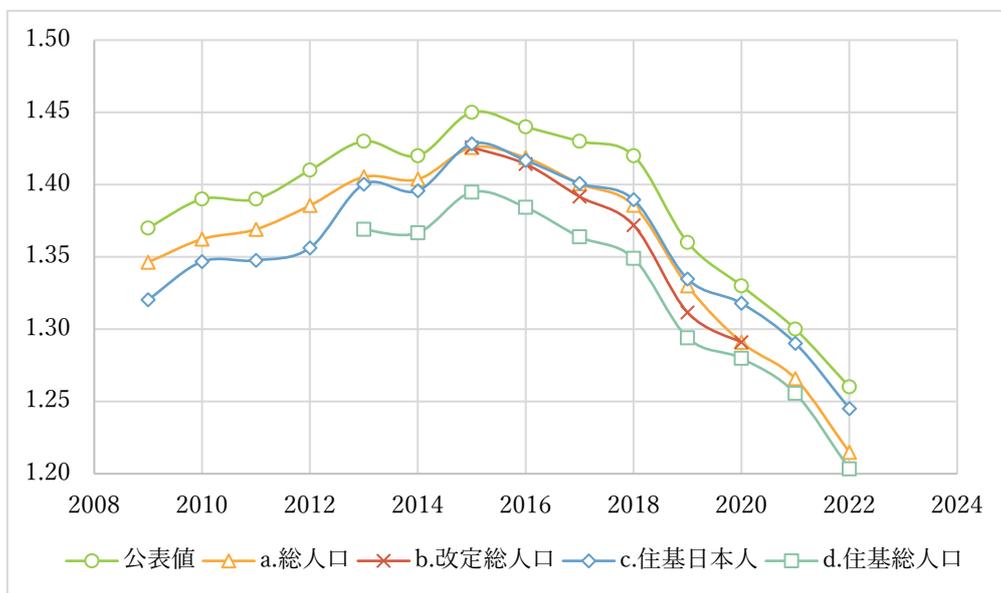


図 1 各種定義による合計特殊出生率

資料: 分子は人口動態統計 (厚生労働省)、分母は国勢調査・人口推計(総務省統計局)および住民基本台帳に基づく人口 (総務省自治行政局)、それぞれの定義は表 1 を参照のこと。

人口推計と住民基本台帳に基づく人口は日本人、総人口いずれも近年差が縮小しており、その結果、合計特殊出生率の差(公表値と c.住基日本人の差、a.総人口と d.住基総人口の差)も縮小している。国勢調査の結果より後から補正した人口に基づく合計特殊出生率 (b.改定総人口) は、2015 年から 2020 年の間、a.総人口による値と一定の差が認められる。国勢調査の若年層の不詳の増加が、分母人口のぶれをもたらし、合計特殊出生率にも影響しているといえる。

人口推計ベースにおいても住民基本台帳に基づく人口ベースにおいても、日本人と総人口の合計特殊出生率の差は近年拡大の傾向にある。これは、外国人の女性人口が増えたが、

外国人女性は日本人女性と比べて出生率が低いことに起因する。公表値および a~d いずれの定義でも 2009 年から 2015 年まで増加、その後減少という推移は同様に、傾向としては捉えることができるが、ある一時点の値を国際比較する際には、比較対象国がどのような定義で算定しているかを明らかにしたうえで比較する必要がある。

III. 出生率の定義の変遷

日本国籍者について合計特殊出生率を算定する、という慣習は、合計特殊出生率のみで用いられているわけではない。人口動態統計における合計特殊出生率は最初(1988 年の値)から、日本国籍者に限る現行の定義が用いられていた。1899 年から続く長い人口動態統計の歴史の中で、分母を日本国籍者に限る定義は、普通出生率、普通死亡率において、1967(昭和 42)年から採用されるようになった。

人口動態統計における出生統計は、戸籍法に基づき登録された出生を収集・集計したもので、1898(明治 31)年に戸籍法が制定されたのを機会に翌年 1899(明治 32)年より人口動態統計として公表されている。戸籍は日本国籍保有者を対象としていたため、当初は日本人に関するものであったが、1946(昭和 21)年の人口動態調査令改正により、出生票に本籍または国籍の記載欄が設けられ、1950(昭和 25)年より報告書に付録として日本における外国人の出生数が記載されるようになった。しかしながら、それらは付録としての位置づけであり、出生率や死亡率の算定に用いられる数値が日本国籍者に限られているのは現在まで不変である。

戸籍法制定と同年 1898(明治 31)年に国籍法も制定され、父が日本人の子は日本国籍を得、日本人の女性が外国人と結婚すると日本国籍を失う、とされたので日本国籍の子は、両親とも日本人および父親が日本人、母が外国人の場合であり、日本人母、外国人父の出生数は含まれなかった。この国籍法は 1985(昭和 60)年に改正され、母が日本人、父が外国人の場合も日本国籍を取得できることとなったので、人口動態統計における出生数も、1984 年には含まれなかった母が日本人、父が外国人の出生数が 1985 年には含まれるようになった。ちなみに、1985 年における母が日本人、父が外国人の出生数は 4,918 人であったが、出生数全体が 1984 年から 1985 年にかけて 58,203 人減少したため、出生数の定義の拡大は、出生数全体の大きな減少に飲み込まれ、目立たない。

このように、分子の出生数は、人口動態統計始まって以来、「日本国籍を持つ子どもの出生数」と一貫したものであり、国籍法の改正に伴い 1985 年に定義変更があるが、分母について、1967(昭和 42)年に総人口から日本人人口に定義を変更した根拠となる法律や明文化された制度改正などは現在のところ不明である。人口動態統計のみならず、統計局の人口推計においても、1967 年より国籍移動の項目が導入されており、何らかの国籍別統計をめぐる変化があったと考えられる。その年には住民登録法に代わり住民基本台帳法が施行された。日本人と外国人を統計的にも区別するような変化がそれによりもたらされたのではな

いかと考えられるが、今後精査する必要がある。

なお、人口動態統計の分母人口の基準となる国勢調査においては、その第一回 1920(大正9)年から総人口と日本人口は明確に区別されており、特に 1967 年前後でその状況が変わったわけではない。そのため、人口動態統計における 1967 年の分母の変更は、日本人口に関する統計が整備されたため、ということではないと考えられる。

IV. おわりに

国連の方針・勧告によれば、動態統計 (Vital Statistics) は普遍性 (Universal Coverage) が必要であり、地理的範囲内のすべての事象を対象とすべきであるとされる (UN 2014)。しかしながら日本における人口動態統計は戸籍に基づくものであり、日本国籍者を中心としたものであり続けている。日本国内に居住する外国籍者を「付録」ではなく統計の主体として位置付けることについて、検討が求められるであろう。

一方本稿では、日本国内における日本人・外国人に注目したものであるが、国外における日本人の出生率は対象としていない。20~30 歳代の移動率が高い年齢層が国外で子どもを持ち、その後日本に戻る、といったケースを考えれば、海外在留邦人の状況にも目を配る必要がある。技術的には、在外の日本人出生は在外公館を通じて日本の戸籍に登録され、人口動態統計にも数値があるが、率の算定のための分母の設定は困難を極めるであろう。また、近年の在外の日本人子ども出生数は減少の傾向にあり、それを含めたところで出生率が上がるわけではない。しかしながら、人々の国際移動が活発化する中、日本にいる日本人だけに限定した統計を解体・進化させる必要があるだろう。

参考文献

館稔 (1960) 『形式人口学 : 人口現象の分析方法』 古今書院

UN(United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division) (2014)

Principles and Recommendations for a Vital Statistics System, Statistical Papers, Series M No. 19/Rev.3

